

○「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について

改正案	現 行
<p>5の3の2 財務諸表等規則ガイドライン8の6の2-1-2及び8の6の2-1-3の取扱いは、規則第5条の3の2に規定する金融商品に関する注記について準用する。この場合において、財務諸表等規則ガイドライン8の6の2-1-3中「貸借対照表の」とあるのは「中間貸借対照表の」と、「当事業年度」とあるのは「当中間会計期間」と、「当該事業年度」とあるのは「当該中間会計期間」と、「貸借対照表日」とあるのは「中間貸借対照表日」と読み替えるものとする。</p>	<p>5の3の2 財務諸表等規則ガイドライン8の6の2-1-2の取扱いは、規則第5条の3の2に規定する金融商品に関する注記について準用する。</p>
<p>5の22 財務諸表等規則ガイドライン8の33の取扱いは、規則第5条の22に規定する棚卸資産に関する注記について準用する。</p>	<p>(新設)</p>
<p>42 規則第42条に規定する売上原価の金額は、規則第41条の規定により掲記した売上高に係る売上原価の金額とする。 なお、売上原価の金額は、原価差額、棚卸資産の評価減その他で売上原価に賦課すべきものの金額を含めて記載するものとする。</p>	<p>42 規則第42条に規定する売上原価の金額は、規則第41条の規定により掲記した売上高に係る売上原価の金額とする。 なお、売上原価の金額は、原価差額、たな卸資産の評価減その他で売上原価に賦課すべきものの金額を含めて記載するものとする。</p>
<p>50の2 財務諸表等規則ガイドライン95の3の2の取扱いは、規則第50条の2に規定する減損損失に関する注記について準用する。</p>	<p>50-2 財務諸表等規則ガイドライン95の3の2の取扱いは、規則第50条の2に規定する減損損失に関する注記について準用する。</p>